

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第8回定例総会会議録

令和4年8月15日（月）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番 木村 賢一 10番 木村 暢子
2番 長谷川 貴輝 12番 工藤 文信
3番 大谷 大樹 14番 工藤 清
4番 木村 優仁
5番 今 仁司
6番 神 秀穂
7番 神 文人
9番 佐藤 松子

◎欠席委員 8番 三上 三樹 11番 工藤 修二
13番 對馬 孝

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第8回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

議長	<p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を3番の大谷大樹委員、10番の木村暢子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年7月22日 「農地の転用事実に関する照会」に係る現地調査 場 所：舞戸町字小夜地内 出席者：神秀穂委員、木村暢子委員、一戸悦雄推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第2号 令和4年7月22日 耕作放棄地の非農地認定に係る調査会 場 所：長平町字西岩木山地内 出席者：神秀穂委員、木村暢子委員、一戸悦雄推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第3号 令和4年7月22日 農地法第4条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字鳴戸地内 出席者：神秀穂委員、木村暢子委員、一戸悦雄推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>詳細に関しては、次長の方からお願いします。</p> <p>それでは報告案件の1番について詳細を説明します。 令和4年7月11日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。 申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。 土地の所在は舞戸町字小夜216番1 登記地目は畑 面積は302㎡外1筆となっております。 この土地について、宅地に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。 調査については、7月22日に現地確認をしており、その調査員として、神秀穂委員、木村暢子委員、一戸悦雄推進委員の3名に判断していただいております。 申請者の代理人の立会いの下調査した結果、現地は40年くらい前からプレハブが設置されており、近年に撤去したが、基礎が残っている状況となっている状況にありました。 今回の申請については、現地調査にあたった委員3名とも非農地であると判断いたしました。 法務局には通知があった日から2週間以内に回答することとなっていることから、令和4年7月22日に非農地として回答しております。</p>

<p>事務局</p>	<p>続いて報告案件の2番について詳細を説明します。</p> <p>農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。このことにつきましては「農地法の運用について」第4の(3)の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。</p> <p>3ページをお開き下さい。</p> <p>申請のありました1件について、7月22日に現地確認をしており、その調査員として、神秀穂委員、木村暢子委員、一戸悦雄推進委員の3名に判断していただいております。</p> <p>それでは詳細について説明いたします。</p> <p>1番、 住所が長平町字西岩木山47番 外2筆で その合計面積は10,947㎡ 台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。 写真のとおり現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。</p> <p>この土地につきましては、土地の所有者に非農地通知書が送付されるほか、法務局、県、町の農林部局に通知されます。また、農業委員会の農地台帳からこの土地の面積が除外されることとなります。 土地所有者は送付された非農地通知書をもって法務局に行けば地目の変更が可能となります。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第27号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第28号 令和4年度西・つがる地区農業委員会大会における要望(案)について</p> <p>議案第29号 令和4年度鱈ヶ沢町農地利用状況調査の実施(案)について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。</p> <p>議案第27号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第27号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。</p> <p>農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第4条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用</p>

事務局

に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号1番の詳細について説明します。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 134 番 12

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 587 m²

申請人つきましては記載のとおりです。

転用理由は一般住宅の建築であります。

申請地について、6頁の地図をご覧ください。

申請地は鱒ヶ沢都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域第1種住居地域であり、その農地区分は第3種農地と判断され、許可相当と認められます。

一般住宅の建築については、敷地面積が500m²以内と規定されておりますが、その面積に法面や進入路等は含めなくてもよいこととなっております。

今回の件は土地の2面が隣接地より高くなっており法面を設ける必要があり、その面積が90m²となっていることから、敷地面積は497m²となるため、許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から議案第27号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった木村暢子委員より調査結果をお願いします。

木村暢子委員

令和4年7月22日、神秀穂委員、一戸悦雄推進委員、事務局とともに農地法第4条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第27号1番をご覧ください。

申請者の住所、氏名は記載のとおりです。

申請地は舞戸町字鳴戸134番12、面積は587平方メートル、登記簿地目、現況とも畑となっております。

また、申請場所・周辺の状況については、6ページの図面をご覧ください。

今回の4条申請内容は、町営住宅が手狭になったことから、申請農地に自宅を新築するための転用申請であります。

一般住宅の許可基準は500m²以内となっておりますが、この土地は隣地との高低差があるため、90m²の法面を必要とすることから、建築可能面積が497m²となり、基準内におさまっております。

周囲の状況は、周囲は宅地化されており、西側にある農地も保全管理状態のため、営農上の支障等はないものと見てまいりました。

また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

以上、報告を終わります。

議長

それでは議案第27号について審議に入ります。

議案第27号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから

議長

発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第27号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第27号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案どおり許可相当とし、県知事に送付することに決定しました。

続きまして議案第28号、令和4年度西・つがる地区農業委員会大会における要望(案)について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第28号の説明に入ります。7ページをお開き下さい。令和4年度西・つがる地区農業委員会大会における要望(案)です。先ずは、今年度の大会も新型コロナウイルスと大雨の影響で中止との連絡がきております。手元にある資料は、研修会の資料ですので時間のある時に読んでおいて下さい。大会は中止になりましたが、要望は提出しております。鱒ヶ沢町農業委員会は、例年その他の案件で提出していましたが、今年から正式な議案で提出してくださいとのことでしたので、今年から議案として提出しております。内容といたしましては、水田活用交付金の見直しに関する要望です。詳細は、手元の資料のとおりです。以上です。

議長

それでは議案第28号について審議に入ります。議案第28号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第28号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので議案第28号について、原案のとおり要望することに決定しました。</p>
事務局	<p>続きまして議案第29号、令和4年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査の実施(案)について事務局に説明を求めます。</p>
議長	<p>それでは議案第29号の説明に入ります。 令和4年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査の実施(案)についてで御座います。 8ページ、9ページの実施要領(案)、10ページ設置要綱(案)、11ページ日程表の記載のとおりです。</p>
議長	<p>それでは議案第29号について審議に入ります。 議案第29号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第29号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第29号について、原案どおり実施することに決定しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和4年第8回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は9月12日(月)午前10時に開催予定。
議長	<p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。(午前10時27分)</p>

会 長 工 藤 清

会議録署名者 大 谷 大 樹

” 木 村 暢 子